

新成人の皆さん、国民年金の加入手続きをしましょう

国民年金は、国が運営する公的年金制度です。
日本国内に住所を有する20歳から60歳までの人は、国民年金に加入して保険料を納付する義務があり、老後等に年金を受け取ることができます。
20歳になったら自営業者や学生は、忘れずに国民年金に加入しましょう。



■加入の手続き

- ・第1号被保険者（自営業、学生など） → 住所登録地の市区町村に届け出ます。
- ・第2号被保険者（会社員、公務員） → 勤務先が社会保険事務所に届け出ます。
- ・第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている配偶者） → 配偶者の勤務先が社会保険事務所に届け出ます。

■20歳以上の学生も国民年金に加入します

学生であっても、20歳になれば国民年金に加入することになります。
なお、学生である場合など、収入が少ないために国民年金保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料の納付が猶予・免除となる「学生納付特例制度」「若年者納付猶予制度」「保険料免除・一部納付（免除）制度」があります。この申請を行わないまま、保険料が未納となっていると、万一のときに障害年金が受け取れないなど思わぬ事態を招きますのでご注意ください。

問い合わせ 熊本西社会保険事務所 ☎ 355-3261
町民課年金係 ☎ 232-4914

社会保険庁ホームページアドレス <http://www.sia.go.jp/>

21年1月から、買い換える場合（5年経過後）も補助の対象になりました

生ごみ処理機などの購入に補助をしています

生ごみは、生ごみ処理機や処理容器を使うことでかなりの量のごみが減るばかりでなく、庭などの花壇や家庭菜園などの肥料として活用できます。これらの処理機や容器を購入する場合、町では次の補助を行っています。
改正により、補助を受けた処理機等が購入後5年を経過し買換える場合などは、**平成21年1月1日以後に購入する場合に限り**補助を受けることができるようになりました（平成21年1月改正）。

● 電動式生ごみ処理機設置事業補助金

○ 補助金額

処理機購入代金（消費税込み）の2分の1で、3万円を限度とします（100円未満切捨て）。
補助対象は、1世帯あたり1台です。

処理機の耐用年数は、5年以上です。

処理機を購入後、必要書類を添えて環境生活課へ申請してください。

○ 必要書類

領収書、メーカーの保証書、構造・機能が確認できるもの（取扱説明書など）、印鑑（認印可）、振込先の口座（ゆうちょ銀行以外）



● 生ごみ処理容器設置事業補助金

○ 補助金額

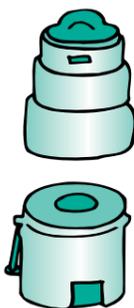
処理容器購入代金（消費税込み）の2分の1で、1基につき5,000円を限度とします（100円未満切捨て）。1世帯あたり2基まで。

処理容器の耐用年数は、5年以上です。

処理容器は、印鑑（認印可）を持参のうえ、下記の指定店で購入してください。

○ 指定店

堀金物店 ☎232-2803
ハンズマン菊陽店 ☎232-5525
（販売店は、町指定店の認定が必要です）



問い合わせ 環境生活課 ごみ減量推進係 ☎ 232-2114

はじまります!! 裁判員制度

～平成21年5月から～

いよいよ今年の5月21日から裁判員制度が始まります。「裁判員候補者名簿」に記載された方には、すでに「通知書」と客観的な辞退事由などに該当しているかどうかをたずねる調査票がお手元に届いているかと思います。
通知書・調査票が届いてから、どのような順序で裁判に参加するのかを簡単に説明していきます。



事件ごとに名簿から候補者が選ばれます

裁判の6週間前までに、裁判員候補者に質問票と選任手続期日のお知らせ（呼出状）が送られます。

ポイント

裁判日数が、3日以内の事件（裁判員対象事件の約7割）では、1事件あたり50人程度の裁判員候補者にお知らせが届く予定です。質問票により辞退が認められる場合には、呼び出しが取り消されます。

裁判員の選任

裁判の当日、裁判員候補者のうち辞退を希望しなかったり、質問票の記載では辞退を認められなかった方は、当日裁判所へ来ていただくことになります。

ポイント

裁判長は候補者に対して、不公平な裁判をするおそれの有無、辞退希望の有無・理由などについて質問します。候補者のプライバシーを保護するため、この手続きは非公開となっています。

6人の裁判員を選任

事件ごとに、裁判員6人が選ばれます。また、必要な場合は、補充裁判員も選任します。

ポイント

通常であれば、午前中に選任手続きを終了し、午後から審理が始まります。

裁判員制度の対象となる事件

代表的なものを上げると次のようなものになります。

- ・人を殺した場合（殺人）
- ・強盗が、人にケガをさせ、あるいは、死亡させてしまった場合（強盗致死傷）
- ・人にケガをさせ、死亡させてしまった場合（傷害致死）
- ・泥酔した状態で、自動車を運転して人をひき、死亡させてしまった場合（危険運転致死）
- ・人の住む家に放火した場合（現住建造物等放火）
- ・身代金を取る目的で、人を誘拐した場合（身代金目的誘拐）
- ・子どもに食事を与えず、放置したため死亡してしまった場合（保護責任者遺棄致死）

裁判員の仕事や役割

裁判員に選ばれたら、次のような仕事をするようになります。

公判に立ち会う

裁判官と一緒に、刑事事件の法廷（公判）に立会い、判決まで関与することになります。公判は、連続して開かれ、証拠書類の取り調べ、証人や被告に対する質問が行われます。

評議・評決

証拠を全て調べた後、事実を認定し被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論（評議）し、決定（評決）することになります。
評議を尽くしても、意見の全員一致が得られなかったときは、多数決によって評決されます。

判決宣告

評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決を宣告することになります。裁判員としての役割は、判決の宣告により終了します。

裁判員制度に関する詳しい情報は、裁判員制度ホームページ（<http://www.saibanin.courts.go.jp/>）をご覧ください。